

Title	ヨナスの責任原理における良心論について
Author(s)	戸谷, 洋志
Citation	メタフユシカ. 52 p.47-p.57
Issue Date	2021-12-24
oaire:version	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/85562">https://doi.org/10.18910/85562</a>
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## ヨナスの責任原理における良心論について

戸谷洋志

### 1. はじめに

本稿の主題は、ヨナスの責任原理において「良心 (Gewissen)」がどのように論じられているのかを検討することである。良心と責任は、哲学の概念として密接に関連すると考えられており、そうである以上、ヨナスも良心について主題的な考察を行っている、と推測されるとしても不思議ではない。しかし、実際にはヨナスの文献のなかで良心が論じられる機会はほとんどない。そのため、先行研究において、ヨナスの良心論は大きな注目を集めてこなかった。一方で、晩年に公刊された著作『哲学的探究と形而上学的推測』において、散発的にはあるがヨナスは良心概念について議論を展開している。本稿は、同書を主題的に検討することで、ヨナスの良心論の構造を分析し、その内実を理解するための視座を獲得することを目指す。それによって、ヨナスの責任原理のより統合的な解釈に資することが、本稿の目的である。

### 2. 責任原理の基本構造

はじめに、ヨナスの責任原理の構造を概観しておく。ヨナスは主著『責任という原理』において、現在世代による未来世代への責任の基礎づけを試み、後年に公刊された『哲学的探究と形而上学的推測』でその理論を洗練された。その名が示す通り、この理論は責任という概念の分析を中心に構成されている。

ヨナスは責任概念を「契約責任 (vertragliche Verantwortung)」と「自然責任 (natürliche Verantwortung)」に区別する (PV, 178)。契約責任とは、事前に交わされた約束に基づく概念であり、その約束への違反が生じたとき、「損害賠償と処罰」(PV, 174) という形で課せられる責任のあり方である。ヨナスによれば、契約責任は「すでに行われた行為に対する事後的な決算」(PV, 174) として果たされるのであり、「過去の行為に起因する因果的結果の計測としての責任」(PV, 172) として性格づけられる。それに対して自然責任は、こうした契約を交わすことなく成立する概念であり、「私に一定の行為をするように要求を掲げてくる事柄 (Sache) に対して責任を感じる」(PV, 174)、という責任のあり方である。ここでいう「事柄」とは、それに対して責任が

取られるところのもの、すなわち責任の対象を指している。自然責任が契約責任と異なるのは、それが人為的な契約に基づくものではないという点に加えて、過去への事後的な決算としてではなく、「将来なされるべき行為の決定に関する責任」(PV, 174)として生じる、という点でもある。そのとき、「私は第一義的には私の行動とその帰結に対して責任を感じるのではなく」(PV, 174)、「私」が影響を与えることになる対象の未来に関して責任を負うことになる。すなわち自然責任が問われるのは、「私」が他者にどのような影響を与えたのか、ということではなく、これからその他者にどのような影響を与えていくのか、という点に関してなのである。

ヨナスは、自然責任を契約責任に対してより根源的なものとして位置づけ (IR, 95)、その基本的な構造を次のように定式化している。

責任とは、義務として承認された、他者の存在への気遣い (*Sorge*) であり、それはその他者の傷つきやすさの脅威に際しては「憂慮 (*Besorgnis*)」になる。(PV, 391)

ヨナスの責任概念<sup>1</sup>を特徴づけているのは、第一にそれが自己ではなく他者への配慮であること、第二にそれが他者の意志ではなく他者の存在への配慮であること、第三にそれが開示されるのが他者の「傷つきやすさ」においてである、ということである。ここで前提とされているのは、責任を担うところの者、すなわち責任の主体と責任の対象との間に、非対称的な力関係が存している、ということだ。ヨナスによれば、「力または権限が明らかに対等でないということが、責任という関係には含まれる」(PV, 176)。すなわち責任の主体がその対象に責任を負うのは、対象と契約を交わすからではなく、主体がその対象の傷つきやすさに影響を与えるだけの力をもっているからなのである。

責任は自律的な人間同士の間の相互的な関係を前提にする概念ではない。責任の対象の条件は、それが傷つきやすさを抱えた存在である、ということであって、その条件さえ満たされているなら、あらゆる存在者が責任の対象でありえる。こうした観点から、ヨナスは責任の対象を「生命」として定義する。ヨナスによれば、生命は自然界において唯一、自らの存在を目的とする存在者である。生命の存在には、存在と非存在の可能性が内包されており、その最中で常に存在の可能性を選択し続けることが、生命の存在様態である。ヨナスはこうした生命の自己目的性を「それ自体としての善 (*Gut-an-sich*)」(PV, 154)と呼び、人間の主観的で恣意的な選好に基づかない価値、すなわち自然に内在する客観的な価値であると解釈する。

一方で責任の主体には、責任を担うことができるという能力、すなわち責任能力 (*Fähigkeit zur Verantwortung*) が求められる。責任能力とは、責任の対象、すなわち生命の客観的な価値に対して応答する能力である。このとき、生命の客観的な価値は、それが客観的なものである以上、責任の主体自身の利害と照らし合わせて有用であるとは限らない。ある生命を配慮することは、責任の主体にとっては煩わしく、その利益を損なうことでさえあるかもしれない。それでも生命

<sup>1</sup> 以降、特に断りがない限り、「責任」はすべて自然責任を指す。

の客観的な価値を配慮できるとしたら、責任の主体は、自らの私的な利害関心を超えることができなければならない、その意味で自由な存在でなくてはならない。

私的な利害関心から自由な存在だけが責任の主体でありえる。あらゆる生命が責任の対象でありえるが、しかし、同時にこのような意味での責任の主体であるとは限らない。なぜなら、あらゆる生命がそうした自由を持つとは考えられないからである。では、自由をもつ存在者は何だろうか。ヨナスによれば、それは人間だけである。

人間の意志は自分の命にかかわるような目的を超え出る目的にも応答可能性である。この事実——それは、理性という自然の奇跡と結びついているが、しかし、それから区別もされる奇跡である——が、人間を道徳的な存在者にする。この応答可能性というものが、理性の中立無関心な自由を補足し、かつ制限もするのである。(PV, 398)

ヨナスによれば、責任能力とは私的利害を超えた「応答可能性」であり、それを保持する存在者は人間以外にはありえない。したがって、「人間は、私たちが知る存在のなかで、唯一、責任を持つことができる存在である」(PUmV, 130) のだ。

### 3. 審級としての良心

先行研究において、こうしたヨナスの責任概念が抱える問題としてしばしば指摘されるのは、その理論体系のなかに「審級 (Instanz)」の要素が欠落している、ということである (Apel 1994, Böhler 2004)。審級とは、それを前にして責任が果たされる場所のものであり、その責任の公正さを保証する概念である。審級を欠いた責任は、無限に重くなったり、無限に軽くなったりする恐れがあるために、常に公正さを欠いたものになりうる (Picht 1963)。だからこそ責任は常に審級を必要とする、と考えられる。こうした審級の事例として一般的に挙げられるのは、神や法廷である。

実際に、『責任という原理』において審級概念はまったく言及されない。しかし『哲学的探究と形而上学的推測』において、ヨナスはそれまでに形成された責任概念を前提としながら、審級概念の位置づけについても論じている。以下ではまず、同書の第6章「未来倫理の存在論的基礎づけに向けて」を参照し、その議論を再構成していこう。

ヨナスによれば、神や法廷は審級概念として十分な機能を果たしているとはいえない。なぜなら、それらだけを審級として頼る限り、神への信仰が失われている場合、あるいは司法機関が存在しない場合には、責任が成立不可能になり、人間が無責任であることに抵抗できなくなるからだ。それに対してヨナスは、神への信仰が失われたとしても、あるいは司法機関が存在しなくても、人間は他者に対して責任を負うと考える。そうした責任を説明するためには、神でも法廷でもない別の審級が模索されなければならない。ヨナスは次のように述べる。

私は、私に対して——今であろうと、後であろうと——私に責任を帰す者がいるか否かにか

かわらず、私の行為それ自体によって責任を負う。したがって、責任は神がいてもいなくても成立するし、もちろん、地上の裁判所があってもなくても同じように成立する。それにもかかわらず責任は、何かに対するものであるだけでなく、何かを前にしたものである。すなわちそれは、それに対して弁明をすることを義務づけるところの、審級なのだ。こうした審級は、もはや神的なものがまったく信じられていない場合には、良心であると言われている。しかしこのことは、良心がどこから基準を得て、その決定がどのような起源によって権威づけられているのか、という問いを先送りしているだけである。では、誰を前にして、あるいは何を前にして、私たちは自らの良心において責任を負っているのか。私たちは、責任の「それに対して」からその「それを前にして」もまた導き出されるのではないか、という点から問うてみよう。(PUMV S. 131)

ここでヨナスは、神や法廷を捨象した後に、最後に残る審級として「良心」を挙げている。しかし、だからといって良心が審級として十分に機能すると結論づけるわけにはいかない。なぜなら、良心が審級として責任の正当性を裁可するのだとしても、そのように裁可する良心の正当性が何に基づいているのか、という問いが先送りにされるだけであるからだ。この問いに回答するために、ヨナスは良心の正当性を保証する根拠を、「それに対して」、つまり責任の対象の性格から分析しようとする。

#### 4. 自然に基づく良心

責任の審級としての良心の正当性は、良心自身から説明されるのではなく、別の原理によって補完されなければならない。ではその補完はどのようにして説明されるのだろうか。ヨナスは次のように述べる。

いま、存在者が価値を持つ、という前提——それはそれでまた存在論的な前提である——が置かれるなら（そしてその場合には常に）、この存在は私への要請を伴って委ねられるのであり、それを配慮することを通じて、存在の価値保持性が全体（Ganzheit）において私に要求される。だからこそ、結局のところ全体は、それに対して私とその度ごとに実践的に私の行為によって責任を負うことになるところのものであるだけでなく、同様に、それを前にして私が常にすでに私の行為能力によって責任を負うところのものである、ということだ。なぜなら、その価値が私に対して何らかの権利を持つからである。(PUMV, 131-132)

引用の前半部分は『責任という原理』での説明と変わらない。責任の対象である生命は、その存在において客観的な価値を持ち、その価値が責任の主体に対して配慮を要求するからこそ、責任が成立する。問題はその後である。ヨナスによれば、「存在の価値保持性」は責任の対象になるだけでなく、「それを前にして」主体が「責任を負うところのもの」、すなわち審級としても機能することになる。前節での良心概念に関する分析を念頭に置くなら、良心は実は根源的な審

級ではなく、その背後にある「全体」こそが真の審級である、と論じられているようにも読める。

ここでヨナスが意図していることは一読する限りでは理解しづらい。そのため、先行研究においてもこの箇所をめぐる解釈が様々に分かれている。たとえばヴェルナーは、ヨナスは審級概念を責任の対象と「同一視」し、責任概念を責任の主体と対象とから構成される「単なる二者関係」へと還元している、という解釈を提示している (Werner 1994, 311)。この解釈に従うなら、ヨナスが審級という概念で語っている内容は、実際にはすべて対象のうちに包摂されるのであり、そこには何も新しい意味内容が含まれていない、ということになる。

この解釈は、その単純さにおいて魅力的であるが、しかし上述の引用を解釈することには寄与しない。というのもヨナスは、自然における客観的な価値が「全体において」開示され、その「全体」が責任の対象と審級の役割を兼ねる、と述べながらも、全体は、責任の対象としては「私」がそれに対して責任を負うことに「なる」ものであるのに対して、審級としては「私」がそれに対して責任を負うところのもの「である」と性格づけられており、両者の間に明らかな差異が設けられているからだ。両者の違いを強調すれば次のように説明できる。すなわち「全体」は、責任の対象としては、「私」にとって責任の対象であるか否かという可能性に開かれている。しかし、審級としては、「全体」が「私」にとって審級ではない可能性は最初から存在せず、それは常にすでに審級として機能し続けている、ということになる。「全体」は、責任の対象としては状況に相関して成立するが、責任の審級としては普遍的に開示されている。ヴェルナーの解釈では、こうした責任の審級の特性を説明することができない。

このときに鍵となるのは「全体」をどのように解釈するかということである。ただし、一方でヨナスは『責任という原理』において、責任の対象の個性性をあくまでも強調している (PV, 405)。人間は、全生命に対して一様な責任を負うのではなく、「私」の目の前に存在する傷つきやすい生命に対して、それを保護する責任を負う。したがって、ここで論じられる「全体」は、あくまでもこうした生命の個性性と両立可能な形で解釈されなければならない。

ヤーコブは、「全体」を「自然の秩序」として理解することで、こうした条件を満たす統合的な解釈を提示しようとする。ヤーコブによれば、「自然の秩序は自然存在の目的保持性のうちで自らを示す」(Jakob 1996, 343) のであり、それは一方において状況に相関して特定の存在者を責任の対象として開示しながら、他方において審級としては常に人間を包摂するものである。そのように考えれば、上述のようなヨナスの引用は整合的に理解できるようになる。しかし、この解釈にも疑問が残る。第一に、このような解釈は結局のところヨナスが強調していた責任の対象の個性性を否定し、匿名的な自然の全体性へとそれを還元する思想なのではないか、そして第二に、そもそもヨナスの自然哲学において「自然の秩序」なる観念がどのような存在論的地位を占めるのかが不明である、ということである。

このように、先行研究においても、良心や審級をめぐるヨナスの議論に対して決定的な解釈は提示されていない。しかし、少なくともここで明らかになったことは、ヨナスが良心を自然の「全体」によって補完されなければならない概念として捉えていた、ということだ。こうした観点から、ここで論じられる良心の概念を、本稿では自然に基づく良心と名づけることにしよう。

## 5. 反省に基づく良心

ヨナスにおける良心論をさらに難解にしているのは、『哲学的探究と形而上学的推測』の別の個所で、まったく違った概念として良心が論じられている、ということだ。第10章に収められた論考「物質・精神・創造」では、次のように述べられている。

さて倫理的な事態に話を進めるなら、そこでは、今度はこの価値づけする自己それ自体が評価され、価値を求める意欲の対象となり、すなわち良心による判断のもとに服せられるという驚嘆すべき反省が行われる。責任を求めて呼びかける客観——（人格であれ状態であれ）世界のなかにあり、外なる非我——にとっての善に対する配慮のなかには、また、内なる善への配慮、つまりその本人の人格がよくもなりえ、よくなる責めを負っているということへの配慮も含まれている。内なる善へのこの配慮は、たしかに第一に意欲されているわけではない——つねに第一に意欲されるのは世界のなかに存在している相手の福利でなくてはならない——が、しかし、密かにであれ、公然とであれ、ともに意欲されている。主観がこうして自己への配慮を含めることではじめて、世間的な関係におけるたんなる道徳的なことがらが人格への要求に満ちた倫理に高められる。（PUMV, 226）

ここでのヨナスの議論は次のように整理することができる。責任の根拠は、責任の対象がもつ客観的な価値である。その限りにおいては、責任の主体にとって、自己が責任の主体として存在するという自己は、いかなる価値ももたない、ということになる。責任の主体は、責任の主体であることに価値があるから責任を引き受けるのではなく、責任の対象が存在するから責任を引き受けるのである。ここまでは『責任という原理』での主張と変わらない。しかし、ヨナスはここから議論を拡張し、責任の主体が「反省」を行うことによって、責任の対象という「外なる非我」への配慮だけでなく、「内なる善への配慮」もまた生じてくる、と述べる。つまりここでは、責任の根拠となる価値が、責任の対象だけでなく、責任の主体の自己決定のうちにも見出されているのだ。このような責任の主体による反省こそが、責任の主体を「人格」として位置づけることになる。ヨナスは、このように責任の主体としての自己を反省する判断の働きを、「良心」と呼んでいる。ただしヨナスは、後者に対して前者の優越性を強調し、責任にとってもっとも重要な要素は責任の対象である、と指摘している。

第6章において論じられた良心は、あくまでも自然の「全体」によって補完されることで、はじめて正当性を確保することができる審級であった。それに対してここでは、良心はそうした「外なる非我」から切断され、自己の内面で繰り広げられる反省的な思考の働きとして語られている。前者の良心は、「私」を外側へと関係づけていく働きである。それに対して後者の良心は、「私」に対して自分自身を配慮することを促す内的な働きを示している。前者が自然に基づく良心であるとしたら、後者は反省に基づく良心とでも呼ばれるべき概念であろう。一見して両者の間には大きな違いがあるように思える。

以上のように、ヨナスの文献のなかで唯一、良心が主題化される『哲学的探究と形而上学的推

測』のなかでは、異なる良心概念のモデルが混在しているのである。もちろん、両者が同時に両立しないとは限らない。しかし、少なくともヨナスはそうした両立を理解可能にするような統合的な良心論を提示していない。この点においてヨナスの良心論は未完成であると評価せざるをえない。

## 6. ヨナスによるハイデガーの決意性批判

それでは、なぜ、ヨナスは『哲学的探究と形而上学的推測』において未完成な良心論をあえて提示したのだろうか。最後に、その理由と動機を、ヨナスによるハイデガー批判のうちに模索してみよう。

まずヨナスとハイデガーの関係を確認する。ヨナスは、1921年に学生としてハイデガーと出会ったのち、彼の指導を受けて哲学を学び、1928年にはハイデガーとブルトマンを指導教員として博士論文を提出した。特にヨナスの初期の業績である古代グノーシス主義研究では、ハイデガーが『存在と時間』において展開した実存論的分析論を用いてグノーシスの神話を解釈する、という手法が取られており、ハイデガーの哲学がヨナスの思想形成において極めて大きな影響を与えていたことは疑う余地がない。しかし、1933年にドイツ国内においてナチスが政権を掌握し、ハイデガーがフライブルク大学学長就任演説においてナチスを賛辞したという報せを受けると、ヨナスはハイデガーと決別する。戦後、ヨナスはハイデガーの哲学を、現代社会を覆うニヒリズムの象徴として批判し、それを乗り越える哲学として哲学的生命論を構想した。

ヨナスによるハイデガー批判の論点は多岐にわたるが、その一つが、『存在と時間』の最重要概念として語られる「決意性 (Entschlossenheit)」をめぐる問題である。

決意性が主題的に論じられるのは、『存在と時間』における第二編第二章においてである。そこでハイデガーは、現存在を非本来性への埋没から覚醒させる契機として、「良心の呼び声 (Ruf der Gewissen)」を分析している。非本来性に埋没しているとき、現存在は「世人 (das Man)」を基準として自己を了解しており、自分自身に固有の可能性を掴み損なっている。世人は、あらゆることの責任を安請け合いですと同時に、各自の現存在から責任を免除するため、非本来的な現存在は無責任な状態に陥っている (Heidegger 2006, 127-128)。それに対して、良心の呼び声は現存在を自分自身に固有の可能性へと直面させる。ただし現存在には、自らの意志によって良心を発揮することはできず、ただ良心の呼び声に対して応答しようとする態度を示すだけである。ハイデガーはそうした態度を構えることを「良心を持つと意志すること」と呼び、それを「決意性」と名づける (Heidegger 2006, 296-297)。決意性を発揮することによって、現存在は自分自身に固有の可能性から自己を了解することができるようになり、それによって、世人における無責任状態から脱却し、責任の主体として存在することができるようになる。

ヨナスは、こうしたハイデガーの決意性概念に対して、1987年に行われたインタビューに基づく論考「ハイデガーの決意性と決断」において、次のような疑問を提起している。すなわち、決意性を自らの哲学の中心に位置づけるほど、良心に高い価値を認めていたハイデガーが、なぜ、史上類を見ない虐殺を引き起こしたナチスに加担してしまったのか、ということだ。この逆説的



な事態を説明するために、ヨナスは決意性概念を次のように解釈する。すなわち、『存在と時間』の議論に従うなら、「決意性それ自身は、ひとがそのために、またそれに対して、決意するところのものではなく、人が決意するということが、本来的な現存在の本来的なサインになる」(HEE, 226)、ということになる。つまり、ハイデガーの決意性概念にとって重要だったのは、何に対して、何を目的にして決意するのか、ということではなく、決意することそれ自身だった、ということである。それは、言い換えるなら、決意さえできるのであれば、何を決意するのであっても構わない、ということに他ならない。この意味において、ハイデガーの決意性をめぐる議論は「決断哲学の絶対的な形式主義」であり、「そこでは、決断それ自体が最高の徳になるところのものである」(HEE, 226)。だからこそハイデガーの哲学は、ナチスのイデオロギーに対して決意性を発揮することさえも、肯定できてしまう理論的な枠組みを提供することになったのだ。ヨナスは次のように述べる。

ハイデガーは、ヒトラーのうちに、国家社会主義のうちに、新しい国家を始め、それどころか千年王国を始めようとする決起と意志のうちに、歓迎されるべき何かを見たのだ。ハイデガーはその歓迎されるべき何かを、長きにわたって、次のような彼自身の努力と同一視していた。すなわちその努力とは、自分自身の新しい始まりを発見すること、そしてこの険しい道のりから、そこから何かを新しく始めることができる何へと至る、絶え間なく遠ざかり続ける哲学の根源を再び取り戻すことである。決定性それ自体——すなわち、総統と政党の決定性——を、ハイデガーは、決定性と決意性それ自体の原理と同一視したのである。(HEE, 228)

ヨナスによるハイデガーの決意性概念への批判の主眼は次の点にあると言えよう。すなわち決意性の概念では、言い換えるなら『存在と時間』のなかで論じられる良心論では、悪への加担に対して抵抗することができず、知らず知らずのうちに他者を傷つけることに対して無防備である、ということだ。そしてこうした問題が引き起こされるのは、ハイデガーが良心を持つことだけを重視し、どのような良心を持つべきなのか、という問いを置き去りにしたからに他ならない。

こうしたヨナスによるハイデガー批判を念頭において、改めて『哲学的探究と形而上学的推測』を眺め直すと、一見して混乱しているようにも思えるヨナスの良心論に、一つの一貫した問題関心が存していることが透けて見えてくる。確かに、第6章と第10章の良心概念が十分に整理されているとは言い難い。しかし、両者はともに、責任の対象を良心よりも優位に置こうとする点で、その方向性を一致させているのである。第6章において良心は、それ自身では正当性を保証されておらず、自然の「全体」によって補完されなければならない、と述べられていた。第10章では、そうした良心と自然の関係については何も論じられないが、その代わりに、良心よりも責任の対象が優位にあることが強調される。両者はともに、良心を責任の根源と見なそうとする発想を斥け、それを批判するアプローチとして捉えることができる。そしてその背景には、ハイデガーの良心論の批判的克服というヨナスの意図が存していたとしても、決して不思議ではない

だろう。

## 7. むすびにかえて

本稿の結論を述べよう。ヨナスは体系的な良心論を提示していない。『哲学的探究と形而上学的推測』における良心概念をめぐるヨナスの議論は、責任原理と整合する良心論を完成させることを目的としたものではなく、むしろ、ハイデガーに代表される形式主義的な良心概念を回避し、それに対して責任の対象の重要性を強調する、ということを目としたものだ。「私」が他者に対して責任を負うのは、「私」が責任の主体でありたいと決意するからではなく、そこに傷つきやすさを抱えた他者が存在するからである。そのように考えることができなければ、責任の主体は悪への加担に対して抵抗することができない。ヨナスの良心論の背景には、責任原理の中心的な地位があくまでも責任の対象にあることを強調し、つまり他者の傷つきやすさであることを訴えようとする、彼の意図が存している。そうした視座を取るならば、『哲学的探究と形而上学的推測』における良心論は、生産的な議論として理解することができるのである。

ただしこのことは、審級概念が欠落しているという先行研究から寄せられる批判に対して、ヨナスの良心論によって再反論できる、ということの意味するわけではない。また、『哲学的探究と形而上学的推測』第6章で論じられる「全体」という概念の意味も、本稿では十分に明らかにすることができなかつた。これらをさらに探究していくことを今後の課題として、紙幅の制約から、本稿はここで筆を置く。

\* 本研究は、JSPS 科研費（21K12825）の助成を受けたものである。

（とやひろし 関西外国語大学・准教授）

## 凡例

ヨナスの引用・参照は以下のものを底本とし、本文中に（略記，頁数）で記した。Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Suhrkamp, 2003 (=PV), *The Imperative of Responsibility: In Search of an Ethics for the Technological Age*, The University of Chicago, 1984 (=IR), “Heideggers Entschlossenheit und Entschluß”, in: *Antwort: Martin Heidegger im Gespräch*, hsg.v. Günther Neske und Emil Kettering, Neske, 1988, S. 221-231 (=HEE), *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992 (=PUmV)。翻訳はすべて原著から引用しているが、邦訳が存在する場合には、原則としてこれを参照している。引用中の〔…〕で表した箇所は引用者による省略、[]で括られた箇所は引用者による補足であることを示す。傍点はすべて原著における強調である。

参考文献

- ・ Apel, Karl-Otto, 1994, “Die ökologische Krisis als Herausforderung für die Deiskursethik”, in: *Ethik für die Zukunft: Im Diskurs mit Hans Jonas*, hrsg. v. Dietrich Böhler, C.H. Beck, S. 369-404.
- ・ Böhler, Dietrich, 2004, “Ethik der Zukunfts- und Lebensverantwortung. Erster Teil”, in: *Orientierung und Verantwortung. Begegnungen und Auseinandersetzungen mit Hans Jonas*, hrs. v. Dietrich Böhler und Jens Peter Brune, Königshausen und Neumann, S. 97-159.
- ・ Jakob, Eric, 1996, *Martin Heidegger und Hans Jonas: Die Metaphysik der Subjektivität und die Krise der technologischen Zivilisation*, Francke.
- ・ Picht, Georg, 1969, *Wahrheit Vernunft Verantwortung: Philosophische Studien*, Ernst Klett.
- ・ Jonas, Hans, 2003, *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Suhrkamp.
- ・ Jonas, Hans, 1984, *The Imperative of Responsibility: In Search of an Ethics for the Technological Age*, The University of Chicago.
- ・ Jonas, Hans, 1988, “Heideggers Entschlossenheit und Entschluß”, in: *Antwort: Martin Heidegger im Gespräch*, hsg.v. Günther Neske und Emil Kettering, Neske, S. 221-231.
- ・ Jonas, Hans, 1992, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel.
- ・ Heidegger, Martin, 2006, *Sein und Zeit*, neunzehnte Auflage, Max Niemeyer Verlag.
- ・ Werner, Micha H., 1994, Dimensionen der Verantwortung. Eine Werkstattbericht zur Zukunftsethik von Hans Jonas, in: *Ethik für die Zukunft: Im Diskurs mit Hans Jonas*, hrsg. v. Dietrich Böhler, C.H. Beck, S. 303-338.

## On the concept of conscience in Jonas's Principle of Responsibility Hiroshi TOYA

The concept of this paper is to examine how "conscience" is discussed in Jonas' principle of responsibility. Conscience and responsibility are considered to have a close relationship as philosophical concepts, so it is not surprising that Jonas, who develops an ethics centered on the concept of responsibility, also considers conscience thematically. However, conscience is rarely discussed in Jonas's literature. Therefore, the question of how the concept of conscience is positioned in Jonas's principle of responsibility has hardly been discussed in the previous studies. On the other hand, in *Philosophical Investigations and Metaphysical Speculations*, a work published late in his life, Jonas sporadically discusses the concept of conscience and attempts to place it in relation to the principle of responsibility. From this point of view, this paper analyzes the structure of Jonas's theory of conscience through a thematic examination of the book, examines a perspective for understanding its inner working, and aims to contribute to a more integrated interpretation of Jonas's principle of responsibility. At first, this paper will first outline the basic structure of Jonas's principle of responsibility, and then examine the concept of conscience as described in *Philosophical Investigations and Metaphysical Speculations*. Then, this paper will point out that the conscience discussed in the book is a mixture of conscience based on nature and conscience based on reflection and show that Jonas's theory of conscience does not necessarily have a clear logical consistency and is presented in an incomplete theoretical form. Then, in order to clarify Jonas's motivation for his theory of conscience, this paper will refer to Jonas's critique of Heidegger and interpretate Jonas's intentions. Finally, this paper will reconstruct Jonas's theory of conscience in relation to the responsibility principle and discuss its significance and limitations.

〔キーワード〕

ヨナス、責任原理、良心、審級、決意性